

## 中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- ・ 営業店と本部が一体となってコンサルティング機能を発揮し、使命感を持って積極的な経営支援活動を行います。
- ・ 営業店では、定期的で開催している業績報告会等を通じて、お客さまの経営改善計画策定から計画実行にいたるまで、お客さまのお役に立てる具体的な支援を検討します。
- ・ 主要店舗には、企業支援の専担チームを設置し、地区内の営業店での経営支援活動を充実させるとともに、企業支援に強い人材の育成を行います。
- ・ 経営改善への支援を行うための専門的な組織である融資部企業支援室は、営業店での業績報告会への参加や直接のお客さまとの面談により、経営改善支援に関する営業店の指導をサポートします。
- ・ 事業に関する経営改善計画等を策定した場合には、営業店および融資部企業支援室がその進捗状況の確認・検証等を定期的に行い、当行のコンサルティング機能を発揮し、経営改善見直しのための支援やビジネスマッチングなどきめ細やかに対応します。
- ・ 当行の経営改善・再生支援のみでの改善が困難と判断されるお客さまについては、外部の専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、中小企業診断士等）と連携し、計画策定にかかる支援を行うとともに、地域経済活性化支援機構、事業再生ADR解決事業者、中小企業再生支援協議会などの外部機関の活用により、中小企業のお客さまの再生に取り組めます。
- ・ 融資部企業支援室は、金融円滑化管理責任者を通じて、経営改善指導等の活動状況について、定期的に取り締り会等に報告します。
- ・ 取締役会等は、融資部企業支援室の活動状況を検証し、必要に応じて、管理体制の見直し等を金融円滑化管理責任者に指示します。
- ・ 全行的なコンサルティング能力向上をはかるため、経営改善相談に対応するための実践的な行内研修等を行い、お客さまからの相談に対応できるよう行員の目利き能力の向上に努めます。

